

第2回 国道24号烏丸通歩行者・自転車通行安全協議会 議事概要

議事概要

1. 日 時 : 平成30年7月5日(木) 10:00~12:00
2. 場 所 : 近畿地方整備局 京都国道事務所 5F会議室
3. 出席者 : 出席者名簿参照
4. 規約の変更 : 小川座長の所属学科名の変更について承認された
5. 議事概要

<委員からの主な意見>

●烏丸通の現状について

- ・歩道は歩行者の通行が優先である。ただし烏丸通の歩道については「普通自転車歩道通行可」の規制をかけているため、自転車も通行できる状況であるが、車道寄りを通行する必要がある。【府警本部 交通規制課】
- ・東本願寺前の京都市管理道路は、歩行空間と自転車空間を物理的に分離しているが、設置されている標識は公安委員会が設置したものではない。【事務局：京都市自転車政策推進室】
- ・五条通のうち、自転車道が整備されている区間は、「普通自転車歩道通行可」の規制はない。東本願寺前の京都市管理道路については、自転車道の標識が設置されているが、この標識は公安委員会の「普通自転車歩道通行可」の標識でなく、道路管理者が設置する標識である。自転車道が設置されていれば、自転車はここを走行しなければならない。【府警本部 交通規制課】

●自転車通行空間の整備形態について

- ・道路構造や道路施設のうち、何を変えることができ、また何を変えることができないのか、制約条件を示して頂きたい。【小川座長】
- ・対象区間の自転車利用者は、短距離移動が多いか、長距離移動が多いかをみて、判断する必要がある。【小川座長】
- ・自転車が一方通行になると、反対側に行きづらくなる。烏丸通の五条通~七条通にかけては沿道に店舗があり、日常生活を考えると、歩道を今よりも広げ、また、歩道の街路樹やガードレール等の幅を縮小して使うのが良いと思う。【尚徳自治連合会会長】
- ・自転車道を設置するのであれば、双方向通行を目指すべきと考える。一方通行にすると、ルールを守られないことが懸念される。【府警本部 交通規制課】
- ・利用者アンケート結果では、歩行者および自転車の通行の不安や不満のご意見があり、それらを解消し、より住みやすい地域にするとともに、長距離を移動される方も走りやすくなるよう、協議会にて議論させて頂きたい。【京都国道事務所長】

●荷捌きスペースについて

- ・宅配事業者に、設置場所やスペースについてヒアリングしており、結果がまとまり次第、事務局に提示する予定である。今後、区間ごとに貨物のスペースを検討して頂けると助かる。【トラック協会】

●現地社会実験の実施について

- ・第3回協議会にて、整備形態の選定を諮り、その整備形態にて、現地社会実験を実施したいと考えている。対象区間の全範囲では、交通への影響も大きいため、一部区間にて、ポストコーンなどで自転車通行空間を分離した形状で実施したいと考えている。【事務局】
- ・一部区間では社会実験の成果が期待できないため、全範囲で実施するのが良いと考える。【府警本部 交通規制課】

●次回ワークショップの開催について

- ・第2回ワークショップは、人が集まりやすい休日等を開催して頂きたい。【尚徳学区交通対策協議会会長】